

【入札広告】

公告日	平成 30 年 8 月 20 日
契約者	〒622-0312 京都府船井郡京丹波町井脇別所段 4 番地 有限会社みずほファーム 代表取締役 桑山 直希
委託業務名	平成 30 年度 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 有限会社みずほファーム 家畜飼養管理施設備工事(GP センター整備事業) 実施設計・監理業務委託
納入場所	京都府船井郡京丹波町井脇別所段
履行期間	契約日の翌日から平成 31 年 3 月 30 日まで
業務内容	家畜飼養管理施設備工事である、GP センター(洗卵選別包装設備施設)建設工事に係る 実施設計・監理業務
入札参加資格要件	入札に参加するためには、次の要件を満たすこと。 (1) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。 (2) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者と認められる者でないこと。 (3) 洗卵選別包装設備施設の設計・監理の実績を有する者。
入札保証金	免除
契約保証金	免除
予定価格	なし
最低制限価格	なし
前払金	なし
中間前払金	なし
部分払	なし
その他	

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札公告・入札通知	平成 30 年 8 月 20 日(月)	共通事項 3 のとおり
入札説明書等の入手期間	平成 30 年 8 月 20 日(月)午前 9 時から	共通事項 3 のとおり
	平成 30 年 9 月 4 日(火)午後 3 時まで	
質疑受付締め切り	平成 30 年 9 月 4 日(火)午後 3 時まで	共通事項 3 のとおり
設計図書等の質疑回答送付	平成 30 年 9 月 4 日(火)午後 19 時まで	共通事項 3 のとおり
入札説明書の販売	販売しない。	
入札書送付期間	平成 30 年 8 月 20 日(月)午前 9 時から	共通事項 3 のとおり
	平成 30 年 9 月 5 日(水)午前 10 時まで	
入札(開札)日時	平成 30 年 9 月 5 日(水)午後 13 時 開札結果は、同日通知する。	
落札決定通知	落札者には、同日通知する。	
契約予定日	平成 30 年 9 月 12 日(水)まで	共通事項 7 のとおり

設計業務委託一般競争入札公告共通事項

1. 入札公告

本件入札の公告は、有限会社みずほファーム公式ホームページ及び会社事務所掲示板に掲示することとする。

2. 競争参加資格

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- (2) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者と認められる者でないこと。
- (3) 洗卵選別包装設備施設の設計・監理の実績を有する者。

3. 入札手続き等

(1) 担当窓口

有限会社みずほファーム

〒622-0312 京都府船井郡京丹波町井脇別所段4番地

電話番号 0771-86-0322

FAX 番号 0771-86-0551

(2) 入札説明書等の入手期間及び入手方法

(ア) 入手期間 平成30年8月20日(月)午前9時から平成30年9月4日(火)午後3時まで

(イ) 入手方法

入札説明書については、上記(1)について交付する。(担当窓口の午前9時から午後3時まで)
なお、郵送又は電送による入手申込みは受け付けない。

(3) 入札説明書に関する質問は、上記入手期間内に郵送又はファクシミリ及び持参にて提出すること。

(電話等口頭によるものは受け付けない。)

質問の回答は随時とし、最終は平成30年9月4日(火)19時とする。

(4) 競争参加資格申請書の提出期間並びに提出場所

(ア) 提出期間 平成30年8月20日(月)から平成30年9月4日(火)まで

(イ) 提出場所 上記(1)に同じ。

(ウ) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと)

(5) 開札の日時及び場所並びに入札の提出方法

(ア) 日時 平成30年9月5日(水)午後13時

(イ) 場所 上記(1)会議室

(ウ) 提出方法 平成30年9月5日午前10時までに上記(1)に持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと)

(6) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書き記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(1円未満の端数は切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の

108分の100に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する金額は千円止めとし、その表示方法は「**,000円」とする。

間違っで円まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 同じ入札に2以上の入札をした者の行った入札

イ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札

ウ 京丹波町ほか行政機関から指名停止措置を受けて入札時点において指名停止期間中である者等、入札時点において入札に参加するものに必要な資格のない者の行った入札

エ 他人の名義人になりすまして入札に参加した者の行った入札

オ その他、不正の目的を持って行った入札

(8) 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。

また、入札書を提出した後、改札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

(9) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(10) 契約書作成の要否

要する。

4. 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじを実施する。

5. 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

6. 契約保証金

(1) 契約金額は免除とする。

7. 契約書の作成

落札者の決定後、7日以内に契約書を作成すること。

8. 入札の中止

改札の前後に関わらず、入札者が1者に満たない場合は、入札を中止する。

9. その他

(1) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (2) 入札後、契約を締結するまでに京丹波町ほか行政機関の工事等契約に係る指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。